

浦安市 保育の質のガイドライン



令和3年2月

浦安市

～ 目 次 ～

1	ガイドラインの策定について	1
2	ガイドラインの位置づけ	2
3	浦安市の保育	3
(1)	子どもの権利	4
(2)	保育環境	5
(3)	保育の計画と評価	6
	ア) 保育計画・評価	6
	イ) 乳児保育(1歳未満児)	8
	ウ) 1歳以上3歳未満児	10
	エ) 3歳以上児	12
(4)	食育	15
(5)	発達等の支援を必要とする子どもの保育	17
(6)	健康	18
(7)	安全管理	19
(8)	災害への備え	21
(9)	子育て支援	22
(10)	職員に求められる資質	24
(11)	運営体制	26
(12)	ガイドラインの活用例	28
	おわりに	29

1 ガイドラインの策定について

本市においては近年、人口、世帯数は増加傾向にあり、出生数についても平成26年度以降わずかに増加傾向にあります。また、女性の就業率の高まりや就労形態の変化、さらに子どもを取り巻く家庭環境の変化に伴って、保育需要が年々増加しています。

保育園の待機児童数も平成29年度以降急増し、毎年100名以上が待機している状況がありました。(令和2年4月現在の待機児は34名)そのような保育需要の拡大に合わせて、保育園の新設や小規模保育事業の推進により、様々な事業所が参入し保育の量を確保してきたところです。

また、令和元年には国の施策として、幼児教育・保育の無償化が実施され、今後さらに保育需要が高まることも予測されます。

そのような中で、子どもの健やかな成長を保障し、保護者が安心して預けることができるよう質と量の両面から整備を図る必要があると考え、市内のすべての保育施設の保育の質が確保されるための基準として、本ガイドラインを策定しました。

ガイドラインの策定にあたっては、保育所保育指針に基づき、さらに国等で示している“保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会”での議論内容なども加味し検討を重ねてきました。

また、本市には就学前のすべての子どもが保育園、幼稚園、認定こども園など、どの施設に通園していても等しく質の高い保育・教育を受けられるようという思いから平成21年度に浦安市就学前「保育・教育」指針いきいき☆浦安っ子が策定されています。

本指針の保育教育課程を参考に保育を実践し、今回策定したガイドラインにより各施設における保育を振り返ることで、保育に関わる事業者や行政、すべての職員が、保育の内容や取り組みについて理解を深め、保育の質を向上させるための一助になれば幸いです。

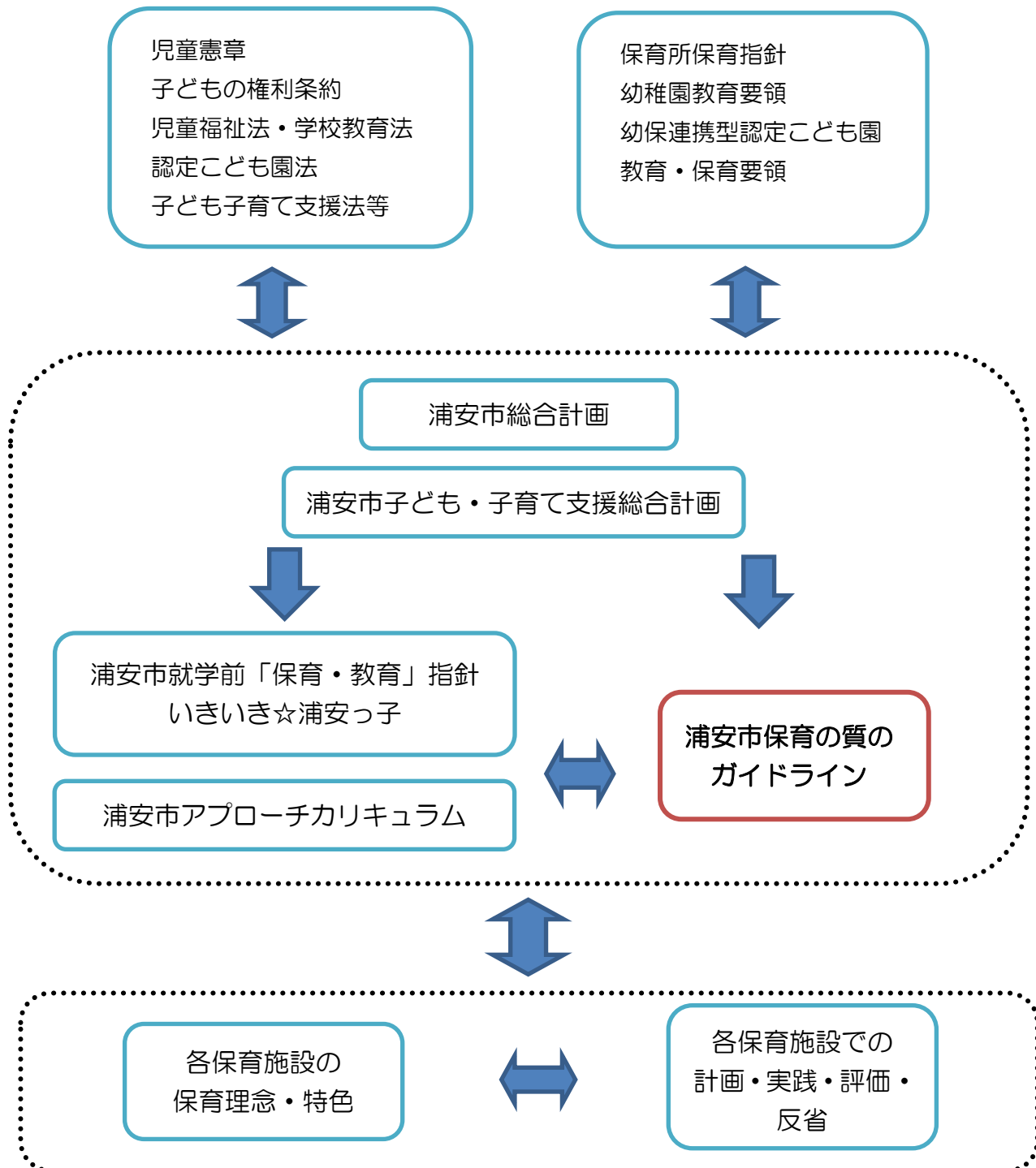
※浦安市就学前「保育・教育」指針いきいき☆浦安っ子—以下「いきいき☆浦安っ子」と記載



2 ガイドラインの位置づけ

本ガイドラインは国が定める「保育所保育指針」等に基づき、市内のすべての保育施設の保育の質が確保されるための基準として定めたものです。

活用例については p.28 に掲載しています。園内研修や自己研鑽等、各園の創意工夫のもと活用してください。



3 浦安市の保育

浦安市では、昭和48年に初めての公立保育園が開園してから、現在までに公立、私立合わせて62の保育園、認定こども園が整備されています。(令和2年度現在)

市内の各保育園においては、その時々時代の背景により、保護者や地域等の多様なニーズに対応しながら、保育所保育指針等に基づき、独自の保育理念や特色を生かしながら日々の保育を実践しています。

浦安市の公立保育園では、以下のような基本理念を基に保育に取り組んでいます。なおこの基本理念は浦安市の子ども・子育て支援総合計画に基づき策定されたものです。

〈 浦安市の保育の基本理念と方針 〉

- 〈基本理念〉
- ◆子どもたちの健やかな成長を目指す
 - ◆安心して、生き生きと子育てができる支援を目指す
 - ◆子どもと家庭を見守り、ささえあえる保育園を目指す

- 〈基本方針〉
- ◆子どもたちがのびのび、生き生きと自らの力を十分に発揮し、子どもが主体となる保育を行う
 - ◆養護と教育の一体的な展開をはかり、保育の専門性を生かしながら、保育内容を充実させ質を高める
 - ◆保育園が子育ての拠点として機能を発揮し、家庭・保育園・地域が互いに育ちささえ合う



(1) 子どもの権利

子どもの人権を尊重することは憲法、児童憲章、子どもの権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針等によって、法的・制度的にも裏付けられていることを認識し、子どもの人権を常に意識しながら保育することが必要です。

また、子どもの権利条約では、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」等が記されています。私たち大人はその権利を守る責任があります。

保育施設では「子どもの最善の利益」を考慮し「子どもにとって最もふさわしい生活の場」となるよう保育を展開していきます。

子ども一人一人の気持ちに寄り添い、子どもの権利や人権擁護についての意識を高め常に保育を振り返っていくことが必要です。

1	職員全体で子どもの権利や保育園の役割について理解している。	
2	一人一人の子どもの人格を尊重して保育を行っている。	
3	一人一人の子どもの気持ちを受容し、共感しながら子どもとの継続的な信頼関係を築いている。	
4	子どもの発達や経験の個人差、国籍や文化の違いを理解し、配慮している。	
5	多様な家庭環境を理解し、それぞれの家庭や子どもにとって適切な援助をしている。	
6	性別や障がいの有無などによる固定的な意識を植え付けることがないようにしている。	
7	プライバシー（おむつ交換、トイレ、着替え等）に配慮している。	
8	子どもの言動を無視するなどの行為や、不必要な大きな声を出すなど、むやみな制止や禁止はしていない。	
9	否定的、抑圧的、管理的な対応や体を傷つけるような行為などはしていない。	

※本ガイドラインにおける“職員”及び“保育士等”は保育園で働くすべての職員を指します。

(2) 保育環境

保育園の環境は、快適かつ安全・安心な子どもにとって最もふさわしい生活の場となるよう整えていくことが重要です。

子どもが長時間生活し、遊ぶ場として、温かくくつろげる空間と時間を保障するとともに、自己を十分に発揮し、自発的、意欲的に活動が展開されるような環境構成に努めなければなりません。

子どもは、物的環境（玩具、絵本、遊具、施設など）、人的環境（保育者、子ども、保護者、地域の方など）、自然や社会事象など、身近な様々なものに主体的に関わることで心身の発達が促され、人との信頼関係が育まれていきます。

保育園における環境を通して、養護及び教育を一体的に行うために、子どもの発達や保育のねらい等に合わせて適切な保育の環境を構成することが必要です。

1	室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は常に適切な状態に保持している。	
2	施設内の清掃、玩具等、備品類の点検を行い、常に安全、安心、清潔が保たれている。	
3	施設内外にかかわらず、保育者からの死角のない環境設定にしている。	
4	開園から閉園までの1日を通して、子どもが落ち着いて過ごせるよう静的活動と動的活動の両方を保障している。	
5	時間帯によっては異年齢で過ごすことも想定して玩具や遊具を整えている。	
6	子ども相互の関わりや周囲の大人との関わりが自然と促されるよう、複数の子どもと遊べるような遊具やコーナーの設定をしている。	
7	子どもの動線に配慮した環境になっている。	
8	子どもが遊んだり、くつろいだりできるよう、年齢や発達に適した環境設定をしている。	
9	外気に触れ、自然を感じ、興味をもって探索する楽しさを十分に味わい、子どもが安心して遊べる安全面に配慮された園庭・公園・連携園の施設などが確保されている。	

(3) 保育の計画と評価

保育園において、保育の目標を達成するためには、子どもの発達を見通しながら、計画性のある保育を実践することが必要です。

各計画の作成にあたっては、全職員が保育の理念や方針を共有しながら、保育の方向性を明確にし、発達や生活の連続性に配慮することや、育ちの見通しをもって子どもの実態をとらえる視点をもつことが必要です。

計画に沿った保育を実践し、その計画や環境構成等の評価・改善を循環的に行うことにより、柔軟な保育を展開しながらも、子どもの豊かな経験が着実に積み重ねられ、資質や能力が育まれていきます。

保育を進めるにあたっては、子どもに計画通り「させる」保育ではなく、子どもの状況や遊びの展開に応じて環境を適宜変えていく等、子どもの主体性を重視して、保育を展開していくことが必要です。

施設の規模や地域性などにより、行う保育は様々に異なりますが、このような実践を丁寧に積み重ねていくことで、現在を最も良く生き、望ましい未来を創り出す力の基礎が育まれていきます。

ア) 保育計画・評価

子どもの最善の利益を考慮し、0歳から6歳までの子どもの年齢に応じた発達の特徴や育ちの見通し、各保育園の理念や方針、浦安市の地域特性、「いきいき☆浦安っ子」などを反映させながら具体的な内容を考えます。

また、現在の子どもの育ちや内面の状態を理解し、今育ちつつある様々な資質・能力を十分に引き出せるような指導計画を作成することが大切です。

保育の計画とそれに基づく実践を振り返って行う自己評価は、子どもの生活や育ちの実態を改めて把握し、子どもの経験がどのような育ちにつながるものであったかを捉え直すために必要です。改善点を次の計画に生かす繰り返しの取り組みにより、子どもの内面や育ちに対する理解を深めるとともに、保育者の専門性を高め、保育園全体の質を向上させることが必要です。

1	全体的な計画は、園の方針や目標に基づき、子どもの発達過程を踏まえた保育の内容が、組織的・計画的に構成されている。	
2	全体的な計画は、保育園の生活の全体を通して、保育の内容が総合的に展開されるよう作成している。	
3	生活や発達を見通した長期計画（年間指導計画・期の指導計画・月の指導計画）や、具体的な子どもの姿（日々の生活に即した短期計画・週案・日案）を作成している。	
4	0, 1, 2歳児については、一人一人の子どもの発育や心身の発達、活動の実態、家庭環境等を踏まえて、個別の計画を作成している。	
5	3歳以上児については、個の成長と集団生活での成長を考慮して、発達の各時期にふさわしい生活が展開されるよう、指導計画を作成している。	
6	発達等の支援を必要とする子どもについては、発達の過程や状況を把握して適切な環境や援助等の個別の計画を立てている。	
7	発達等の支援を必要とする子どもの個別の指導計画は、職員間や家庭、関係機関との連携した支援のために適切に活用している。	
8	就学前教育・保育と小学校教育との円滑な接続が図れるよう、アプローチカリキュラム等に基づいた保育の計画を立てている。	
9	保育所保育指針等に示された「育みたい資質・能力」と「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」について理解し、就学前教育・保育の方向性や計画作成に取り入れている。	
10	児童票、園日誌（業務日誌）、保育日誌、保健日誌等があり、子どもの成長や日々の活動、保育の振り返り等を記録している。	
11	環境の構成や子どもに対する援助について改善すべき点を見出し、保育の改善が図られるよう定期的に計画等を振り返る機会を設けている。	
12	保育士等は、保育の計画や保育の記録を通して、自らの保育実践を振り返り、自己評価をすることで、専門性の向上に向けた保育実践の改善に取り組んでいる。	
13	保育士等の自己評価は、子どもの活動内容やその結果だけでなく、子どもの心の育ちや意欲、取り組む過程なども十分踏まえて行っている。	

イ) 乳児保育（1歳未満児）

乳児期は、視覚、聴覚などの感覚や運動機能が著しく発達します。また、特定の大人との応答的な関わりを通じて情緒的な絆が形成されます。保育士と子どもの関わりでは、積極的に言葉のやり取りを楽しむなど、愛情豊かで応答的な関わりがとても大切です。

また、疾病への抵抗力が弱く、心身の機能の未熟さに伴う疾病の発生が多いため、一人一人の発育及び発達状態や健康状態について把握し、職員間や嘱託医との連携を図ることも必要です。

安全が保障され安心して過ごせるよう十分に配慮された環境の下で、乳児が自らの生きようとする力を発揮できるよう、生活や遊びの充実が図られる必要があります。こうした乳児の育つ姿を尊重するために「健やかに伸び伸びと育つ」「身近な人と気持ちが通じ合う」「身近なものに関わり感性が育つ」といった視点と、養護及び教育の一体性を意識し、保育を行うことが重要です。

1	心と体の健康は、相互に密接な関連があるものと認識し、喜びや驚き、励まし等温かく共感した関わりをしている。	
2	発育に応じて体を動かす機会を十分に確保し、自ら体を動かそうとする意欲が育つようにしている。	
3	月齢や年齢による一律の区分だけでなく、それぞれの発達の状況に応じた活動を取り入れ、落ち着いて過ごせる工夫をしている。	
4	健康な心や体を育てる上で、食習慣の形成が重要であることを認識し、離乳食から完了食へと移行する中で、様々な食品に慣れるようにしている。	
5	食べる喜びや楽しさを感じ、進んで食べようとする気持ちが育つよう、子どもと気持ちを共有しながら保育士等が一人一人に丁寧に関わっている。	
6	保育士等との関係に支えられて生活を確立していくことが、人と関わる基盤となることを認識し、子どもの多様な感情を受け止めている。	
7	人との信頼感を得ることを意識し、子どもの声や表情、仕草や動きなどにタイミングよく共感的に responding している。	
8	言葉を育て、人とやり取りすることの喜びと意欲を育むことを意識し、喃語や指さしなどを保育士等が共感しながら言葉に置き換えて伝えている。	
9	個人や月齢の違いによる発達差の大きい時期の子どもの探索意欲を満たすために、一人一人の子どもがどのようなものに興味があるのか理解し、遊びを通して感覚の発達が促されるよう工夫している。	
10	玩具を選ぶ際には、形や手触り、色合い、大きさや重さ、持ちやすさ、音の大きさや質など子どもの感覚や動きに照らし吟味している。	

11	一人一人が充実して遊べるよう、場所の広さや動線など空間の作り方に配慮している。	
12	子どもが感性や感受性を豊かにもち、表現する力を身に付けていくために、保育士等は表情豊かに接している。	



ウ) 1歳以上3歳未満児

1歳以上3歳未満児の時期は、基本的な運動機能が次第に発達し、排泄の自立のための身体的機能も整うようになります。

また、食事、衣類の着脱など自分でできることも増えてきます。さらに発声も明瞭になり、語彙も増加し、自分の意思や欲求を言葉で表出できるようになるのもこの時期です。思いや欲求を受け止めてもらう経験から他者を受け入れることができ始め、友達同士の関わりが徐々に育まれていきます。その一方で自分の思い通りにできず、もどかしい思いや、甘えたい気持ちが強くなります。

そのため子どもの生活の安定を図りながら、自分でしようとする気持ちを尊重し、温かく見守るとともに、愛情豊かに応答的に関わるのが大切です。

こうした発達の姿を踏まえ、保育内容を「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の5領域によって示しています。これら5つの領域に関わる内容は、乳児期の3つの視点及び3歳以上児の保育内容における5つの領域と連続するものであることを意識し、この時期の子どもにふさわしい生活や遊びの充実が図られるのが大切です。

著しい発達が見られる時期ではありますが、個人差が大きく、生活や遊びの中心が、大人との関係から子ども同士の関係へと次第に移っていく時期でもあります。これらのことに配慮しながら、養護と教育の一体性を意識し、一人一人の子どもに応じた発達の援助が求められます。

1	子ども自らが体を動かそうとする意欲が育つよう、一人一人の発育に応じて体を動かす機会を十分に設けている。	
2	食習慣を形成するために、充実した遊びの時間と規則正しい生活リズムを意識して保育にあたっている。	
3	ゆったりと落ち着いた雰囲気の中で、友達と一緒に楽しく、進んで食べようとする気持ちが育つような援助を心掛けている。	
4	基本的な生活習慣の習得にあたっては、個人差や家庭の生活状況によって異なることから、一人一人のペースを尊重しながら援助している。	
5	排泄の習慣は、他の子と比べたり便器に座ることが苦痛となったりしないよう、焦らずタイミングよく誘うことを心掛けている。	
6	保育者への安心感を基盤に自分で何かをしようとする気持ちを見守り援助している。	
7	子どもの様々な感情を受け止め、立ち直る経験や感情をコントロールすることへの気付きなどにつなげていけるよう援助している。	

8	友達の気持ちや友達との関わり方に気付けるよう、葛藤が生じた時など双方の思いを大切に、対応している。	
9	子どもが自分なりの発想や工夫で楽しみ、感覚の発達が進められるよう、子どもの発達に即した形や大きさ、色合い、音量等の玩具が用意されている。	
10	生き物に対する温かな感情が芽生え、命の尊さに気付けるよう、生き物との関わり方を具体的・実践的に伝えている。	
11	季節や文化を取り入れた、遊びや行事を体験できるようにしている。	
12	言葉で思いが通じ合う喜びを感じ、伝える意欲が高まるよう、楽しい雰囲気の中で保育士等と言葉のやり取りをしている。	
13	相手にも気持ちや思いがあることに気付いたり、受け止めたりできるよう、保育士等が仲立ちして気持ちや経験等の言語化を援助している。	
14	遊びや生活の中での様々な感情の表現を通じて、自分の気持ちに気付くようになる時期であることを認識し、子どもの思いに沿った言葉をかけている。	
15	子どもが自分の力でやり遂げる充実感などに気付くよう見守り、適切な援助をしている。	
16	発見や心が動く経験が得られるよう、様々な感覚を働かせることを楽しむ遊びや、素材を用意するなどの工夫をしている。	



工) 3歳以上児

3歳以上児の時期は、運動機能がますます発達し、様々な遊びに挑戦して、活発に遊ぶようになります。生活習慣においても一日の流れを見通しながら、身の回りのことなども自分から進んで行うようになります。また、理解する語彙数が急激に増加し、知的興味や関心も高まり、集団的な遊びや協同的な活動も見られるようになります。そのため、この時期は子ども一人一人の自我の育ちを支えながら、集団としての高まりを促す援助が必要になります。

3歳以上児の保育内容は、乳児期の3つの視点、1歳以上3歳未満児の保育の5つの領域と、発達的な連続性をもったものです。

個の成長と集団としての活動の充実を図ることを基本とし、遊びや生活などの子どもが身近な環境に主体的に関わる具体的な活動を通して、各領域の内容を総合的に展開し、幼児期にふさわしい経験と学びを生み出すように援助することが必要です。

また、基本的な生活習慣を確立しつつあり、身辺自立の進む3歳以上児であっても、「生命の保持」及び「情緒の安定」に関わる保育の内容が保障されることは不可欠です。

遊びの中で子どもが発達していく姿を「幼児期の終わりまでに育てほしい姿」を念頭に置いて捉え、それらを考慮して保育の計画・実践・振り返りを実施し、子どもが発達に必要な経験が得られるようにすることが求められます。実際の指導では「幼児期の終わりまでに育てほしい姿」が到達すべき目標ではないことや、個別に取り出して指導するものではないことに十分留意する必要があります。

1	自ら体を動かそうとする意欲が育ち、十分に体を動かす気持ち良さ、楽しさを体験できるよう、子どもの興味や関心に応じて全身を使った活動を取り入れている。	
2	自分の体を大切にしようとする気持ちが育つよう、適当な休息や水分補給、汗の始末や衣服の調節等への働きかけをしている。	
3	食の大切さに気付き進んで食べようとする気持ちが育つよう、子どもが楽しく食べられる雰囲気づくりや食べ物への興味や関心を高める活動を取り入れている。	
4	生活に必要な習慣を身に付け、次第に見通しをもって行動できるよう、自分でやり遂げたという満足感が持てる主体的な活動が展開されている。	
5	危険な場所や危険な遊び方がわかり、適切な行動が身に付けられるような活動を取り入れている。	

6	試行錯誤しながらやり遂げる達成感や、自分の力で行うことの充実感を味わうことができるよう、子どもの行動を見守りながら適切な援助をしている。	
7	自分の良さや特徴に気づき、自信をもって行動できるよう、集団生活の中で子どもが自己発揮し保育士等や他の子どもに認められる体験ができる機会がある。	
8	他の子どもと試行錯誤しながら活動を展開する楽しさや、共通の目的が実現する喜びを味わうことができるような活動を取り入れている。	
9	他の子どもとの関わりの中で他人の存在に気づき、相手を尊重する気持ちをもって行動できるよう、様々なやり取りや葛藤を体験できるようにしている。	
10	きまりの必要性に気づき、自分の気持ちを調整する力が育つよう、お互いの思いを主張し、折り合いをつける体験を取り入れている。	
11	高齢者をはじめ地域の人々などに親しみをもち、人と関わることの楽しさや人の役に立つ喜びを味わうことができるような体験を取り入れている。	
12	子どもが自然との関わりを深めることができるよう、自然の大きさ、美しさ、不思議さなどに直接触れる体験を取り入れている。	
13	動植物に対する畏敬の念、生命を大切にすること、公共心、探求心などが養われるよう、自然との出会いの機会をもっている。	
14	日常生活の中で、様々な文化や伝統に触れ、親しむ機会をもっている。	
15	言葉での伝え合いができるよう、友達同士で自由に話せる環境を構成し、子ども同士の交流が図られる機会をもっている。	
16	自分のイメージを動きや言葉などで表現したり、演じたりする活動をしている。	
17	日常生活の中で数量や文字などを使いながら、自分の考えを表したり伝え合ったりする活動をしている。	
18	様々な表現を楽しめるよう遊具や用具を整え、色々な素材を使った表現の仕方に親しむ活動をしている。	
19	小学校の生活に見通しがもてるように、小学校への訪問や、小学生と交流する機会を設けている。	

20	保育園から小学校への移行を円滑にするために、アプローチカリキュラムに沿った保育を展開している。	
21	子どもに関する情報共有のために、一人一人の子どものよさや全体像が伝わるように工夫し保育要録を作成、就学先の小学校へ送付している。	
22	子どもの育ちをそれ以降の生活や学びへと繋げられるよう、就学先の小学校教員との話し合いなど、顔の見える連携を図っている。	



(4) 食育

食は子どもが豊かな人間性を育み生きる力を身に付けていくために、また、子どもの健康増進のために重要です。食育基本法（※）を踏まえ、保育園においても食に関する取り組みを積極的に進めていくことが求められています。

保育園における食育では、保育の中で生活と遊びを通して、子どもが自ら意欲をもって食に関わる体験を積み重ねていくことが大切です。

食育体験や人との関わりを通して、食の循環や環境への意識、食材や調理する人への感謝の気持ち、生命を大切にすることの気持ちが育まれるようにしていきます。

市の保育園では、小さいころからの食生活の基礎のために「①食事の時間、リズムが持てる」「②食事を味わって食べる」「③健康を考えて食物を選択できる」「④食事作りや準備にかかわる」の4つを食育の目標として取り組んでいます。

1	「保育所における食事の提供ガイドライン」(※)をベースに、各保育施設の食育に関する目標や計画が作成されている。	
2	栄養士・給食調理員と保育士等が定期的に情報交換し、連携を図って食に関する取り組みを行っている。	
3	自らの健康と食物の関係について関心をもつ取り組みを行っている。	
4	自然の恵みとしての食材について、生産から消費までの一連の循環、食べ物を無駄にしないこと等、様々な体験を通して意識できるよう取り組んでいる。	
5	保育施設での子どもの食事の様子や、食育への取り組みについて保護者に伝えたり、家庭からの食生活に関する相談に応じたりし、家庭と連携・協力して食育を進めている。	
6	発達に合わせて子どもが主体的に、かつアレルギー児も安全に参加できるような計画を作成し、計画に基づいた食育活動（栽培・クッキング保育・食文化への関心等）を行っている。	
7	食物アレルギーのある子どもに対しては誤食事故がないよう、職員間で細心の注意を払いながら、他の子どもと一緒に食べているという気持ちももてるよう、環境を整えている。	
8	授乳・離乳期には家庭での生活や未摂取の食材等を考慮し、一人一人の子どもの状況に応じて時間、調理方法、量などを決め、提供している。	
9	テーブルやいすの高さや大きさ、子どもが扱いやすい食器や食具の準備等年齢に応じた食事にふさわしい環境を整えている。	
10	温かい物は温かいうちに、冷たい物は冷たいうちに食事ができるなど、献立の趣旨にかなった適切な温度で食事が提供されるよう、喫食時間に配慮している。	

11	個人差やその日の体調など子どもの状態に合わせて量を加減する等、年齢に応じて大きさや柔らかさなどに配慮をしている。	
12	すべての献立を配膳し、子どもが好む順番で食べられる環境を設定している。	
13	無理やり食べさせたりせず、子どもの気持ちに寄り添いながら給食の介助をしている。	

※「食育基本法」

平成 17 年 6 月 農林水産省

※「保育所における食事の提供ガイドライン」

平成 24 年 3 月 厚生労働省



(5) 発達等の支援を必要とする子どもの保育

保育園は、すべての子どもが、日々の生活や遊びを通して共に育ちあう場です。一人一人の子どもが安心して生活できる環境となるよう、障がいや発達上の様々な課題など、状況に応じて適切に配慮する必要があります。

こうした環境の下、子どもたちが共に過ごす経験は、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の基盤になると考えられます。

保育士は子どもが発達してきた過程や心身の状態を把握するとともに、保育園の生活の中での育ちや、困難な状態を理解することが大切です。

関わりにおいては、個に応じた関わりと集団の中の一員としての関わりの両面を大事にしながら、職員相互の連携の下、組織的かつ計画的に保育を展開するように留意していきます。また、子どもの発達に資するよう、家庭や医療機関、保育関係機関、地域などと連携して子どもの育ちを支援していくことが大切です。

1	個別の指導計画を保育士等で共有し、子どもの状況と成長に応じた保育が行えるようにしている。	
2	子どもの状態に応じた環境設備に配慮している。	
3	子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。	
4	子どもにとって課題となっていることが生じやすい場面や状況・理由などを適切にとらえ、具体的な目標や見通しをもって関わっている。	
5	保護者との連携を密にして保育園での生活に配慮している。	
6	保護者の悩みに寄り添い、子どもの育ちや保護者の置かれた状況に関して、共に考える姿勢をもっている。	
7	子どもや保護者の様子、施設の対応等について、定期的に職員間で話し合う機会をもち、共通理解を深めて保育にあたっている。	
8	保育士等は様々な子どもの育ちの特性や関わり方などについて、研修などにより必要な知識や情報を得ている。	
9	必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けられるよう連携を図っている。	
10	小学校への切れ目のない支援として繋げていくために、サポートファイルや個別の支援・指導計画を活用する体制を整えている。	

(6) 健康

子どもの生命と心の安定が保たれ、健やかな生活が確立されることは、日々の保育の基本です。

保育園は子どもが集団で生活する場であり、保育園における健康と安全は一人一人の子どもに加えて、集団の子どもの健康と安全から成り立っています。集団であることを念頭においた日々の健康観察や衛生管理を通し、感染症の早期発見・早期対応に努めます。

特に乳幼児期は抵抗力が弱く、様々な病気にかかりやすい時期のため、日々の健康観察や衛生管理に気を配り、子ども達が快適にかつ元気に過ごせるよう援助を行います。

子どもの健康と安全は大人の責務において守らなくてはなりません、子どもが自らの体や健康に関心を持ち、心身の機能を高めていくことも大切です。

1	子どもの日々の健康観察を行い、健康状態がいつもと違う状況にある場合はその対応をするとともに、保護者に連絡をし、共有している。	
2	子どもの入園の際に既往歴及び予防接種等を把握しており、必要に応じて予防接種の勧奨を行うなど、子どもの健康増進に努めている。	
3	定期的な（年2回以上）健康診断が行われ、結果を保育士等や保護者と共有し保育に反映させている。	
4	与薬にあたっては医師の指示に従い、依頼書等に基づき行っている。与薬の際は複数の保育士等で確認を行い、安全に与薬をする仕組みを整えている。	
5	保健（日々の衛生管理・感染症対策等）に関するマニュアルがあり、職員全員に周知徹底されている。	
6	定期的な勉強会などを行い、感染症の予防や発生時の対応（処理の手順や方法）の習得に努めている。	
7	感染症発生時には園内掲示等で保護者に伝達し、園内の衛生管理を徹底するなど、保護者の協力や職員の連携などにより感染拡大防止に努めている。	
8	新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識を身に付け、職員間で情報を共有するとともに予防策についても理解し、実践している。	
9	新型コロナウイルス感染対策の長期化に伴う子どもへの影響を考慮し、自分で自分を守る方法を身に付ける健康教育を行うことで、不安などに対応できるよう努めている。	
10	乳児期は食事、睡眠、排泄の状況を家庭と保育園の相互で共有し、一日を通じた生活リズムを把握して健康に過ごせるよう配慮している。	
11	健康・安全な生活に必要な習慣や態度を身に付けられるよう、年齢や発達に応じ、子どもが理解できるように工夫し、援助している。	

(7) 安全管理

保育に関わる職員は常に危機管理意識をもって日々の保育活動を点検し、子どもの健やかな育ちを支援する安全な環境を整備していく責務があります。

リスクマネジメントを徹底し、いつどこでも事故が生じる可能性があることを念頭において全職員で事故防止に取り組まなければなりません。

また、子どもが遊びや生活を通して、自ら危険を回避する力を身に付けていくことの重要性にも留意する必要があります。

1	事故（水による事故、食事中等）や災害、不審者の侵入などについて、リスクや注意すべきことが整理され、事故防止や緊急時の対応マニュアルが作成されている。	
2	事故防止や緊急時の対応について全職員に周知し、研修や事故発生時を想定した実践的な訓練を行っている。	
3	事故報告やヒヤリハット報告を保育士等で情報共有し、再発防止に向けて話し合いを行い、対処している。	
4	救急蘇生法やAEDの使用方法等、応急処置について理解している。	
5	室内外の安全点検や保育に関する設備、備品などを含む保育環境のチェックを定期的に行い、必要に応じ改善を行っている。	
6	子どもを保育する際は、常に緊急時にも対応できる職員体制を整えている。	
7	その日の子どもの様子や活動内容における安全管理について、保育士等で事前の確認、準備などを行うとともに、子どもの行動を予測し声を掛け合いながら保育を実践している。	
8	引継ぎ時や活動の切り替え時に、子どもの人数を確認（顔と名簿を照らし合わせ）している。	
9	小さな怪我であっても状況を把握し、保護者に報告している。	
10	園外保育を行う際には、場所の選定に配慮し、危険箇所の予測や不審者の対策などを十分に行い、緊急時の連絡体制をしっかりと整えている。	
11	プール活動や水遊びを行う場合は、監視役に徹する職員と指導する職員を分けて配置し、役割分担を明確にしている。	
12	食中毒の予防に向けて、子どもが清潔を保つための生活習慣を身に付けられるよう、手洗い指導などに取り組んでいる。	

13	食事の際には水分補給を行い、のどを潤してから食べる、口の中に食べ物が残っていないか、詰め込みすぎているかなどの配慮をしながら食事の介助や見守りを行っている。	
14	アレルギー対応については、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(※)等に基づき、アレルゲン食品の確認、献立の確認、食事提供時の留意点等マニュアルが整備されておりマニュアルに沿って対応している。	
15	アレルギーのある子どもが誤食した場合の対応方法、エピペンの使用方法を理解している。	
16	アレルギーのある子どもの保護者との話し合いを定期的にもつことで医師の診断に基づいた対応を確認している。	
17	午睡の際には、一人一人の寝具が用意されており、午睡チェックを行い、うつぶせで寝ているときは体位を変えるなど、乳幼児突然死症候群(SIDS)防止の取り組みを行っている。	
18	午睡時の子どもの顔色や小さな変化も見逃さないよう、室内は適切な明るさが保たれている。	

(※) 保育所におけるアレルギー対応ガイドライン 平成23年3月 厚生労働省



(8) 災害への備え

保育園における安全環境の整備は子どもが安全に保育園の生活を送ることの基本であり消防法や、児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条等に基づき適切に行わなければなりません。

様々な緊急時の対応マニュアルや避難訓練に関する計画等を作成し、災害の発生時には保育士等が協力して対応するための体制整備を図る必要があります。

また、保育園は、限られた数の職員で子どもたち全員の安全を確保しなければならないため、地域の関係機関と日常的に連携が図れるよう努めることが必要です。

1	災害時の食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄している。	
2	消防計画や地域の避難場所などを保育士等に周知し、定期的に避難訓練や消火訓練を行っている。	
3	防火設備、避難経路等の安全性が確保されるよう、定期的にこれらの安全点検を行っている。	
4	様々な災害を想定し、緊急時の具体的対応や役割分担などのマニュアルが作成されており、定期的に訓練を行っている。	
5	災害時の保育体制、保護者との連絡体制および円滑な引き渡し方法が確立されており、保護者や職員に周知している。	
6	大雨による河川の氾濫など、水害のリスクに備え、ハザードマップを活用して、必要な対策や避難場所・避難経路を確認し訓練している。	
7	災害時に連携や協力が図れるよう、日頃から地域の関係機関（自治会、近隣の商店街や企業等）との関係づくりに努めている。	



(9) 子育て支援

保護者に対する子育て支援は、各家庭で安定した親子関係が築かれ、保護者が子育てに喜びを感じ、その養育力の向上につながることを目指し、子どもの最善の利益を念頭に置き行うことが必要です。

子育て支援を行う際には、傾聴や共感の姿勢をもち保護者の気持ちを受け止め、相互の信頼関係を基本に保護者自身の主体性、自己決定を尊重することが大切です。

子育てに不安を感じている保護者が自信をもち、子育てを楽しみと感じることができるよう、子どもが常に存在する環境や同年代の子どもがいる保育園の特性を生かし、保護者同士が交流し、子育てについての悩みや喜びを共感できる仲間づくりの場となることが望まれます。また、子ども一人一人の様々な育ちを理解したり、実践を示したりする保育士の専門性などを生かした働きかけや環境作りも望まれます。

また、子どもに障がいや発達上の課題が見られる、特別な配慮を必要とする、虐待や不適切な養育が疑われる等の家庭への様々なニーズに対応することが求められます。

地域の子育て支援においては、地域の実状や保育園の体制等を踏まえ、地域の保護者に対し、保育園の専門性を生かした子育て支援を積極的に行うように努めます。

1	保護者との相互理解が図れるよう、保育に関連した様々な機会（各種おたより保護者懇談会等）を活用し、保育方針や保育の意図を説明している。	
2	保護者が子どもの姿への理解、発達の見通し、対応方法等を知ることができるよう保育の活動に参加できる機会を設けている。	
3	保護者の状況に配慮しながら、子どもが安定して豊かな時間を過ごすことができるよう、子どもの生活を24時間サイクルでとらえ、長時間保育においても連続性を考慮した対応をしている。	
4	子どもに障がいや発達上の課題が見られたり、育てにくさを感じたり、育児不安がある保護者に対しては、関係機関と連携を図りながら、子育てに前向きになれるように個別の支援を行っている。	
5	特別な配慮を必要とする家庭（外国籍、障がい児、ひとり親、貧困等）には、保護者の不安感に気付けるように、送迎時などに丁寧に関わり、必要とする家庭を支援につなげるよう努めている。	
6	不適切な養育や虐待が疑われた場合には、速やかに関係機関との情報共有や連携が図れるよう、状況の把握や通告に関するマニュアルなどを作成し園内での対応を協議する体制が整えられている。	

7	家庭で子どもを育てていく上での安心感へ繋げられるように、地域のニーズや保育園の特性、実状に応じた子育て支援の取り組み（園庭開放や行事参加、保育体験、子育て相談、子育て関連情報の提供等）を行っている。	
8	地域における子育て支援拠点となるために、専門性を活用しながら、地域の家庭を対象とした育児講座の開催、子育てに関する講習会への職員の派遣など子育て支援事業に取り組んでいる。	
9	子どもの健全育成や、様々な人間関係づくりに繋げられるよう、地域の関係機関等や、子育て支援に関する地域の人材との連携を図っている。	
10	要保護児童への対応や、子どもや子育て家庭を巡る諸問題の発生予防、早期発見、その解決に繋げるため、関係機関との情報共有や連携、協力を行っている。	



(10) 職員に求められる資質

保育の質の確保、向上の実現のためには、保育園職員一人一人の資質が重要です。

全国保育士会倫理綱領を踏まえ、かつ、この綱領を行動規範として地域における子育て支援、子育てにやさしい社会づくりのために、職務への責任感を持ち、専門性の向上に努めてなくてはなりません。

知識・技能・判断力・対応力といった専門的知識と技術を柔軟に用いながら、改善に前向きに取り組み、子どもの保育と保護者の支援を行うことが求められます。

また、園長はその責務として、保育園の役割や社会的責任を遂行するために法令等を遵守し保育の質の向上に努めていきます。

日々の保育を通じて自己を省察するとともに、職員一人一人が園全体としての目標を共有しながら協働する一つのチームとなって保育に当たり、共に学び続けていく姿勢が必要です。

1	社会人としての自覚をもち、常識ある態度で職務に臨んでいる。	
2	子どもを一人の個としてとらえ、一人の人間として尊重し、子どもが主体的意欲的に活動できるよう働きかけている。	
3	乳幼児の発達過程を理解し、子ども一人一人の成長・発達に合わせ見通しを持った援助をしている。	
4	保護者の気持ちに寄り添い、保護者と共に子どもの成長を喜び合い、子どもの育ちや子育てを支えている。	
5	個人情報適切な取り扱い、秘密の保持を徹底している。	
6	日頃の保育を定期的に振り返り自己評価し、保育の質の向上に努めている。	
7	子どもを取り巻く家庭、地域社会全体に視野を向け、常に子どもの福祉の向上を考える意識をもっている。	
8	地域の子育て支援の拠点として関係機関と共に子育てを支援し、地域で子どもを育てる環境づくりを行っている。	
9	日頃から職場内研修や職場外研修、自己研鑽により保育の専門性を高める努力をしている。	
10	倫理観・人間性・保育園職員としての責任感を持ち、自覚をもって保育に従事している。	
11	保育所保育指針や浦安市就学前「保育・教育」指針いきいき☆浦安っ子を十分に理解し日々の保育実践に生かしており向上心をもって取り組んでいる。	

12	愛情をもって子どもたち一人一人と向き合い、一緒に楽しむことができ、積極的に保育に従事している。	
13	職員会議、研修、他園との交流等を通して、自身の保育の課題や不足している専門知識・技術について「気付き」の機会をもっている。	
14	保育士をはじめ、看護師、調理員、栄養士など職員がそれぞれの有する専門性を認識するとともに、共通理解を図りながら、保育に取り組んでいる。	
15	地域に開かれた社会資源として、地域の様々な人、場、機関などと連携し地域の子育て力の向上に努めている。	
16	互いの良いところを尊重し、認め合い、支え合う関係ができています。	
17	職員間で報告、連絡、相談ができ、指導や助言をすることができています。	
18	職員間のコミュニケーションを円滑にし、共通理解と協働性を高めようと行動している。	
19	職員（実習生を含む）を育てることを自覚し、アドバイスなども積極的に行っている。	
20	園長等は、施設の課題を自覚し、職員に対し指導や助言を行うなど、役割を果たしている。	
21	園長等は、保育園全体で質の高い保育を行うためのリーダーシップを発揮している。	

※本ガイドラインにおける“園長等”は、園長、副園長などの管理職的立場の職員を指します。



(11) 運営体制

保育の質の確保・向上の中心となるのは人材であり、職員が安心して保育に従事し、常により良い保育に向かって取り組む姿勢を支えるためには運営事業者の健全な経営が不可欠です。

適切な広さや設備、子どもや職員の動線を考慮した保育室が確保されること、また、保育に必要な備品や遊具・玩具等の整備・充実には保育士等の意見が反映されることは、子ども中心のより良い保育を展開することにつながります。

こうした保育環境を整えるために必要な経費が確保されていなければなりません。さらに、職員の社会保障や、労働条件が整備されていることも重要です。

国等で示している、保育の現場・職業の魅力向上検討会での議論内容等を踏まえ、それぞれの保育園が法令を遵守し、保育園としての社会的責任を果たすことで、より質の高い保育の実践につながります。

また、行政は保育園が円滑に運営されるよう、現場を支えるという視点をもつことが大切です。

1	園長等は、保育園の役割や社会的責任を遂行するために、法令等を遵守し保育園を取り巻く社会情勢を踏まえ、園長としての専門性等の向上に努めている。	
2	運営事業者（園長等含む）として、熱意と積極性をもっており、保育に対する理念や方針が明確である。	
3	経営者層と園長等との意見交換があり、方針決定や判断の参考としている。	
4	園長等は、現場の職員が気軽に相談でき、助言、意見交換などができる体制を整えている。	
5	園長等が他園との交流や外部研修の機会等がもてるよう働きかけている。	
6	自身の保育を振り返り、保育の課題等への共通理解や協働性を高め、保育園全体として保育の質の向上を図るため、園内での研修が充実している。	
7	保育の課題への的確な対応や専門性の向上を図るために、外部研修に参加するための体制が整えられている。	
8	会議を定期的かつ必要に応じて開催し、保育目標、保育の状況、一人一人の子どもの発達状況について話し合い、共有している。	
9	保育士等の役割分担を明確にし、協力体制をとって保育している。	
10	互いにコミュニケーションを図り、チームとして保育に取り組んでいる。	

11	保育士等の安定雇用の為の労働条件（給与水準・休暇制度・休憩時間等）や自己啓発、リフレッシュのための労働環境（人員配置・時間の保障など）が整えられている。	
12	保育士等のワークライフバランス（育児、介護等）に関する視点を持ち、具体的な取り組みが実践されている。	
13	職場におけるハラスメントについて保育士等が正しく理解し、職場でのハラスメントの防止と解決に向けて取り組んでいる。	
14	ノンコンタクトタイム（※）を意識し、確保できるよう努力している。	
15	保育士の専門性が必要な業務内容を整理し、業務の効率化や改善に努めている。	
16	保育士等の意見を反映しながら自己評価や保育の質の向上・改善の取り組みを行っている。	
17	利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受け付けの窓口を設置する等、必要な措置を講じている。	
18	保育施設の自己評価、利用者アンケート等に取り組み、その結果を踏まえた保育の改善について保護者に伝えている。	

※ノンコンタクトタイムとは、勤務時間内に子どもと離れて業務を行う時間のことです。



(12) ガイドラインの活用例

チェックの方法例

- ○×などの記号を用いてチェックする

	チェック項目	チェック
1	職員全体で子どもの権利や保育園の役割について理解している。	○

(◎ 十分できた ○ できた △ 十分ではない × できなかった)

- 数字を用いて評価する

2	子ども一人一人の人格を尊重して保育を行っている。	④321
---	--------------------------	------

(4 とてもあてはまる 3 ややあてはまる 2 あまりあてはまらない 1 全くあてはまらない)

- 年2回チェックし、前回との比較をする

3	子どもの発達や経験の個人差、国籍や文化の違いを理解し、配慮している。	5月	2月
		△	○

活用例

- 個人でチェックする

保育を振り返り、自己研鑽や園長面接等に活用する。

- クラス、学年でチェックする

保育の方法やカリキュラムの見直しなどに活用する。

- 園全体でチェックする

環境の見直しや職員間の連携など、園の課題を見つける。

- 園内研修

チェックするだけでなく、各項目の内容が保育指針ではどのように明記され繋がっているか等を調べることで、保育所保育指針の理解を深める。

チェックするだけにとどまらず今後の具体的な取り組みを考え、実践できるように記録しておきましょう。

いくつかの活用例を挙げさせていただきましたが、各園で工夫し、活用してください。

おわりに

「浦安市保育の質のガイドライン」は、日々の保育に関して保育現場で活用し、質の向上をはかるために、令和元年度より事前検討会を立ち上げ、令和2年度「浦安市保育の質のガイドライン策定委員会」及び下部組織の「ワーキンググループ」において、保育に関わる各施設の職員と行政関係者により約1年9か月にわたり、検討議論を重ねてまいりました。

また、専門家によるアドバイスも受け、浦安市における保育の質のガイドラインをここに策定することができました。

浦安市では待機児童解消のため、これまで多くの保育施設の整備を行ってきましたが、数の面での環境整備だけではなく、子どもの健やかな成長発達が保障されるよう子どもを中心に考えることが基本であり、質を確保、向上させていくことを忘れてはなりません。

国が定める「保育所保育指針」等に基づき、保育実践の充実に向けた取り組みが日常的に行われることが重要であり、本ガイドラインの策定にあたり、保育の質の向上のため、改めて多くの意見や議論がなされたことは、大変有意義で大きな意味を持った機会であったと考えています。

本市では「浦安市保育の質のガイドライン」を保育施設の職員間で共有し、保育の検証に活用して保育の質の向上に努めていきます。

また、保護者、地域に対して本市の保育を理解していただくための資料として、さらに保育現場に加え、保育事業者に対しては保育に関する理解の共有が必要であり、本ガイドラインを十分に理解し、保育の質の向上を目指すため積極的に協力いただけることを願います。

最後になりますが、策定にあたりアドバイザーとして様々なご意見をいただきました千葉大学 教育学部教授の砂上史子先生に厚く御礼申し上げます。

また、事前検討会立ち上げに携わった有資格者の行政担当職員や園長をはじめとする保育士の方々、さらに策定委員、ワーキンググループなど、策定に関わったすべての皆様方のご尽力に深く感謝申し上げます。

保育幼稚園課 課長 三代川 潤一

浦安市保育の質のガイドライン

《策定委員会》

委員長	岡部 浩	健康こども部長
副委員長	大塚 晴美	健康こども部次長
委員	三代川 潤一	健康こども部副参事
委員	宇田川 順子	保育幼稚園課課長補佐
委員	高梨 智子	保育幼稚園課副主幹
委員	芦田 直子	保育幼稚園課副主幹

《アドバイザー》

千葉大学 教育学部教授 砂上 史子 氏

《ワーキンググループ》

三代川 紀子	浦安市立高洲保育園園長
河野 智子	浦安市立高洲保育園副園長
小湊 真奈美	浦安市立日の出保育園副園長
三枝 園香	浦安市立入船保育園副園長
牧野 幸枝	浦安市立東野保育園主任保育士
巢瀬 直子	(福)わかみや福祉会入船北保育園主任保育士
藤田 彩	こどものじかん保育園主任保育士

《事務局》

根本 健司	保育幼稚園課 運営・指導係長
瀬庭 麻衣子	保育幼稚園課 運営・指導係 主任保育士
豊田 友春	保育幼稚園課 運営・指導係 主任主事



イラスト 村上めい